

※別添写しについては、添付を省略しています。

別添 1

消表対第 1 4 3 1 号
令和 2 年 1 0 月 2 3 日

株式会社トラスト
代表取締役 田岡 春幸 殿

消費者庁長官 伊藤 明子
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第 8 条第 1 項の規定に基づく課徴金納付命令

貴社は、貴社が供給する「ヴィーナスカーブ」と称する下着（以下「本件商品」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 3 7 年法律第 1 3 4 号。以下「景品表示法」という。）第 5 条の規定により禁止されている同条第 1 号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり課徴金の納付を命令する。

主 文

株式会社トラスト（以下「トラスト」という。）は、課徴金として金 5 8 1 0 万円を令和 3 年 5 月 2 4 日までに国庫に納付しなければならない。

理 由

1 課徴金対象行為

別紙記載の事実によれば、トラストが自己の供給する本件商品の取引に関し行った表示は、景品表示法第 8 条第 3 項の規定により、同法第 5 条第 1 号に規定する、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示と推定されるものであって、かかる表示をしていた行為は、同条の規定に違反するものである。

2 課徴金の計算の基礎

- (1) ア 景品表示法第 8 条第 1 項に規定する課徴金対象行為に係る商品は、本件商品である。
- イ (ア) トラストが前記 1 の課徴金対象行為をした期間は、平成 3 0 年 5 月 1 5 日から令和元年 9 月 2 5 日までの間である。
- (イ) トラストは、本件商品について、前記 1 の課徴金対象行為をやめた後そのやめた

日から6月を経過する日前の令和元年12月10日に、前記1の課徴金対象行為に係る表示が不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれを解消するための措置として不当景品類及び不当表示防止法施行規則（平成28年内閣府令第6号）第8条に規定する措置をとっていると認められるところ、トラストが前記1の課徴金対象行為をやめた日から当該措置をとった日までの間に最後に取引をした日は、令和元年12月9日である。

(ウ) 前記(イ)及び(イ)によれば、前記1の課徴金対象行為に係る課徴金対象期間は、平成30年5月15日から令和元年12月9日までの間である。

ウ 前記イ(ウ)の課徴金対象期間に取引をした本件商品に係るトラストの売上額は、不当景品類及び不当表示防止法施行令（平成21年政令第218号）第1条の規定に基づき算定すべきところ、当該規定に基づき算定すると、19億3668万6764円である。

エ トラストは、本件商品について、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を確認することなく、前記1の課徴金対象行為をしていたことから、当該課徴金対象行為をした期間を通じて当該課徴金対象行為に係る表示が景品表示法第8条第1項第1号に該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠った者でないとは認められない。

(2) 前記(1)の事実によれば、トラストが国庫に納付しなければならない課徴金の額は、景品表示法第8条第1項の規定により、前記(1)ウの本件商品の売上額に100分の3を乗じて得た額から、同法第12条第2項の規定により、1万円未満の端数を切り捨てて算出した5810万円である。

よって、トラストに対し、景品表示法第8条第1項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

<法律に基づく教示>

1 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

(注) 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

2 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び

第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1）行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2）行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして判決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その判決の日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

消費者庁長官が認定した事実は、次のとおりである。

- 1 株式会社トラスト（以下「トラスト」という。）は、東京都新宿区西新宿七丁目17番3号-202に本店を置き、下着等の通信販売業等を営む事業者である。トラストは、平成31年2月18日付けで株式会社MRZから商号変更したものである。
- 2 トラストは、「ヴィーナスカーブ」と称する下着（以下「本件商品」という。）を通信販売の方法により一般消費者に販売している。
- 3 トラストは、本件商品に係る「BeautyMarket」と称する自社ウェブサイト（以下「自社ウェブサイト」という。）の表示内容を自ら決定している。
- 4(1) トラストは、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、自社ウェブサイトにおいて、例えば、平成30年5月15日から同年8月1日までの間、「毎日履くだけで2週間-10cm!？」、「人間工学に基づいた設計により履くだけでダイエットを実現!」、「自宅で簡単に脚ヤセ、理想的なクビレを手に入れるならヴィーナスカーブ」等と表示するなど、別表1「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品を着用するだけで、著しい痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。
- (2) 消費者庁長官は、前記(1)の表示について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第5条第1号に該当する表示か否かを判断するため、同法第8条第3項の規定に基づき、トラストに対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、トラストは、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。
- (3) トラストは、前記(1)の表示について、自社ウェブサイトにおいて、例えば、平成30年5月15日から同年8月1日までの間、「※効果の感じ方には個人差があります。効果効能を保証するものではありません。」等と表示するなど、別表2「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示内容」欄記載のとおり表示していたが、当該表示は、一般消費者が前記(1)の表示から受ける本件商品の効果に関する認識を打ち消すものではない。

表示期間	表示内容
平成30年5月15日から同年8月1日までの間	<ul style="list-style-type: none"> ・「毎日履くだけで2週間-10cm!？」 ・「人間工学に基づいた加圧トリプルシェイプ手法で簡単ダイエット〈1ヶ月実際に使ってみたお客様の体重変化〉」と記載し、円グラフと共に、「-5~10Kg 42% -1~4Kg 34% -11Kg以上22% 変わらない2%」及び「なんと98%のお客様が↓体重減少!↓ 緻密に計算された最高傑作の『ヴィーナスカーブ』で簡単ダイエット!」と記載 ・「あなたも『ヴィーナスカーブ』で誰もが振り向く魅力的スリムボディを手に入れませんか? 愛用者満足度98.7% 他のガードルとは“ここ”が違う!」 ・「人間工学に基づいた設計により履くだけでダイエットを実現!」 ・「自宅で簡単に脚ヤセ、理想的なクビレを手に入れるならヴィーナスカーブ」 ・「ヴィーナスカーブの使い方 Step1 寝る前にヴィーナスカーブを履く Step2 あとは朝まで寝るだけ!超簡単。 ※日中も履いて頂くとより違いを実感して頂けます。」 ・「Q 履いてから効果はどのくらいで実感しますか?」及び「ガードルを履いた瞬間に引き締まりを実感します。内面からウエストが細くなるのは早い方で2週間くらいです。」 <p style="text-align: right;">(別添写し)</p>
平成30年8月1日から同年11月8日までの間	<ul style="list-style-type: none"> ・「毎日履くだけで2週間-10cm!？」 ・「人間工学に基づいた加圧トリプルシェイプ手法で簡単ダイエット〈1ヶ月実際に使ってみたお客様の体重変化〉」と記載し、円グラフと共に、「-5~10Kg 42% -1~4Kg 34% -11Kg以上22% 変わらない2%」及び「なんと98%のお客様が↓体重減少!↓ 緻密に計算された最高傑作の『ヴィーナスカーブ』で簡単ダイエット!」と記載 ・「あなたも『ヴィーナスカーブ』で誰もが振り向く魅力的スリムボディを手に入れませんか? 愛用者満足度98.7% 他のガードルとは“ここ”が違う!」 ・「人間工学に基づいた設計により履くだけでダイエットを実現!」 ・「自宅で簡単に脚ヤセ、理想的なクビレを手に入れるならヴィーナスカーブ」

表示期間	表示内容
	<ul style="list-style-type: none"> ・「ヴィーナスカーブの使い方 Step 1 寝る前にヴィーナスカーブを履く Step 2 あとは朝まで寝るだけ！超簡単。 ※日中も履いて頂くとより違いを実感して頂けます。」 ・体験談として、「Voice 01 理想的なくびれが作れました！！ 横浜市 ████████さん(27歳) メリハリのない寸胴体型が、ずっとコンプレックスだった私。服装も子供っぽいものとかかぎられていましたがヴィーナスカーブに出会って毎日履き続けたら、なんと1ヶ月で、くびれのある自分でも見惚れてしまうようなボディになりました。今では体のラインが出るスリム系パンツを履いて大人っぽくみられました。オシャレの幅が広がり、楽しく自信のある毎日を過ごしています。」と記載 ・体験談として、「Voice 02 もうこれは手放せませんね 東京都 ████████さん(33歳) 出産前は細かった私ですが、産後太りがかなり気になって購入しました。独自の加圧シェイプという点にも期待しました。以前も同様の商品を買ったのですが、締め付けが強く効果もイマイチだったのですが、これは生地がさらっとして履き心地は抜群です。締めつけ感も丁度良くて、しっかり骨盤がサポートされてるって感じです。1日中気持ちよく履けるので、毎日着用してウエスト周りのだぶつきやお腹周りのだぶつきが解消されました。良いものにめぐりあえたとても満足しています。もう手放せませんね。」と記載 ・体験談として、「Voice 03 3週間でスラット体型に、友達からも細くなったねって言われました 福岡県 ████████さん(38歳) 30歳を越えてから、同じような食生活ライフスタイルなのに、なぜかじわじわ太りだして悩んでました。ダイエットをして体重は戻しているのですが、体型が戻らない…。そんなときに友達から教えてもらったのがヴィーナスカーブです。骨盤をしっかり矯正してくれるおかげで、全体の体のラインに変化があり、毎日鏡をみるのが楽しみになってきました。実際に久しぶりに会った友達からは『細くなった？』と言われ今では自信を持っています。簡単で履き心地も抜群です。」と記載 ・体験談として、「Voice 04 面倒くさがるの私にピッタリ！こんな商品を待ってました！ 東京都 ████████さん(25歳) ジム通いとか面倒で続かない私は、お手軽にできる方法をネットで探していました。たくさんある中から選んだのは、一番効果がありそうだなって感じたからです。商品が届いて履いてみたところ、とにかく着用感が気持ちいいです。履いた瞬

表示期間	表示内容
	<p>間にスリムになるのですが、2週間履き続けたら脱いでも腰回りにくびれができて細くなってました。本当に嬉しく毎日ローテーションで履き続けています。」と記載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「Q 履いてから効果はどのくらいで実感しますか？」及び「ガードルを履いた瞬間に引き締まりを実感します。内面からウエストが細くなるのは早い方で2週間くらいです。」
<p>平成30年11月8日から令和元年9月25日までの間</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「あなたも『ヴィーナスカーブ』で誰もが振り向く魅力的スリムボディを手に入れませんか？ 愛用者満足度98.7% 他のガードルとは“ここ”が違う！」 ・「人間工学に基づいた設計により履くだけでダイエットを実現！」 ・「自宅で簡単に脚ヤセ、理想的なクビレを手に入れるならヴィーナスカーブ」 ・「ヴィーナスカーブの使い方 Step1 寝る前にヴィーナスカーブを履く Step2 あとは朝まで寝るだけ！超簡単。 ※日中も履いて頂くとより違いを実感して頂けます。」 ・体験談として、「Voice 01 理想的なくびれが作れました！！ 横浜市 ████████さん(27歳) メリハリのない寸胴体型が、ずっとコンプレックスだった私。服装も子供っぽいものとかかざられていましたがヴィーナスカーブに出会って毎日履き続けたら、なんと1ヶ月で、くびれのある自分でも見惚れてしまうようなボディになりました。今では体のラインが出るスリム系パンツを履いて大人っぽくみられました。オシャレの幅が広がり、楽しく自信のある毎日を過ごしています。」と記載 ・体験談として、「Voice 02 もうこれは手放せませんね 東京都 ████████さん(33歳) 出産前は細かった私ですが、産後太りがかなり気になって購入しました。独自の加圧シェイプという点にも期待しました。以前も同様の商品を買ったのですが、締め付けが強く効果もイマイチだったのですが、これは生地がさらっとして履き心地は抜群です。締めつけ感も丁度良くて、しっかり骨盤がサポートされてるって感じです。1日中気持ちよく履けるので、毎日着用してウエスト周りのだぶつきやお腹周りのだぶつきが解消されました。良いものにめぐりあえたとても満足しています。もう手放せませんね。」と記載 ・体験談として、「Voice 03 3週間でスラット体型に、友達からも細くなったねって言われました 福岡県 ████████さん(38歳) 30歳を越えてから、同じような食生活ライフ

表示期間	表示内容
	<p>スタイルなのに、なぜかじわじわ太りだして悩んでました。ダイエットをして体重は戻しているのですが、体型が戻らない…。そんなときに友達から教えてもらったのがヴィーナスカーブです。骨盤をしっかり矯正してくれるおかげで、全体の体のラインに変化があり、毎日鏡をみるのが楽しみになってきました。実際に久しぶりに会った友達からは『細くなった？』と言われ今では自信を持っています。簡単で履き心地も抜群です。」と記載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体験談として、「V o i c e 0 4 面倒くさがりの私にピッタリ！こんな商品を待ってました！ 東京都 ████████さん（25歳） ジム通いとか面倒で続かない私は、お手軽にできる方法をネットで探していました。たくさんある中から選んだのは、一番効果がありそうだなって感じたからです。商品が届いて履いてみたところ、とにかく着用感が気持ちいいです。履いた瞬間にスリムになるのですが、2週間履き続けたら脱いでも腰回りにくびれができて細くなってました。本当に嬉しく毎日ローテーションで履き続けています。」と記載 ・「Q 履いてから効果はどのくらいで実感しますか？」及び「ガードルを履いた瞬間に引き締まりを実感します。内面からウエストが細くなるのは早い方で2週間くらいです。」

表示期間	表示内容
平成30年5月15日から同年8月1日までの間	<ul style="list-style-type: none"> ・「※効果の感じ方には個人差があります。効果効能を保証するものではありません。」 ・「※上記は使用者個人の感想です。効果効能を保証するものではありません」 ・「※効果の感じ方には個人差があります。効果効能を保証するものではありません」 <p style="text-align: right;">(別添写し)</p>
平成30年8月1日から同年11月8日までの間	<ul style="list-style-type: none"> ・「※効果の感じ方には個人差があります。効果効能を保証するものではありません。」 ・「※上記は使用者個人の感想です。効果効能を保証するものではありません」 ・「※効果の感じ方には個人差があります。効果効能を保証するものではありません」
平成30年11月8日から令和元年9月25日までの間	<ul style="list-style-type: none"> ・「※上記は使用者個人の感想です。効果効能を保証するものではありません」 ・「※効果の感じ方には個人差があります。効果効能を保証するものではありません」

※別添写しについては、添付を省略しています。

別添 2

消表対第 1 4 3 2 号
令和 2 年 1 0 月 2 3 日

株式会社トラスト
代表取締役 田岡 春幸 殿

消費者庁長官 伊藤 明子
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第 8 条第 1 項の規定に基づく課徴金納付命令

貴社は、貴社が供給する「ヴィーナスワーク」と称する下着(以下「本件商品」という。)の取引について、不当景品類及び不当表示防止法(昭和 3 7 年法律第 1 3 4 号。以下「景品表示法」という。)第 5 条の規定により禁止されている同条第 1 号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり課徴金の納付を命令する。

主 文

株式会社トラスト(以下「トラスト」という。)は、課徴金として金 7 1 3 万円を令和 3 年 5 月 2 4 日までに国庫に納付しなければならない。

理 由

1 課徴金対象行為

別紙記載の事実によれば、トラストが自己の供給する本件商品の取引に関し行った表示は、景品表示法第 8 条第 3 項の規定により、同法第 5 条第 1 号に規定する、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示と推定されるものであって、かかる表示をしていた行為は、同条の規定に違反するものである。

2 課徴金の計算の基礎

- (1) ア 景品表示法第 8 条第 1 項に規定する課徴金対象行為に係る商品は、本件商品である。
- イ(ア) トラストが前記 1 の課徴金対象行為をした期間は、平成 3 0 年 8 月 1 3 日から令和元年 9 月 2 5 日までの間である。
- (イ) トラストは、本件商品について、前記 1 の課徴金対象行為をやめた後そのやめた

日から6月を経過する日前の令和元年12月10日に、前記1の課徴金対象行為に係る表示が不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれを解消するための措置として不当景品類及び不当表示防止法施行規則（平成28年内閣府令第6号）第8条に規定する措置をとっていると認められるところ、トラストが前記1の課徴金対象行為をやめた日から当該措置をとった日までの間に最後に取引をした日は、令和元年12月5日である。

(ウ) 前記(イ)及び(イ)によれば、前記1の課徴金対象行為に係る課徴金対象期間は、平成30年8月13日から令和元年12月5日までの間である。

ウ 前記イ(ウ)の課徴金対象期間に取引をした本件商品に係るトラストの売上額は、不当景品類及び不当表示防止法施行令（平成21年政令第218号）第1条の規定に基づき算定すべきところ、当該規定に基づき算定すると、2億3772万6223円である。

エ トラストは、本件商品について、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を確認することなく、前記1の課徴金対象行為をしていたことから、当該課徴金対象行為をした期間を通じて当該課徴金対象行為に係る表示が景品表示法第8条第1項第1号に該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠った者でないとは認められない。

(2) 前記(1)の事実によれば、トラストが国庫に納付しなければならない課徴金の額は、景品表示法第8条第1項の規定により、前記(1)ウの本件商品の売上額に100分の3を乗じて得た額から、同法第12条第2項の規定により、1万円未満の端数を切り捨てて算出した713万円である。

よって、トラストに対し、景品表示法第8条第1項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

<法律に基づく教示>

1 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

(注) 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

2 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び

第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1）行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2）行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして判決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その判決の日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

消費者庁長官が認定した事実は、次のとおりである。

- 1 株式会社トラスト（以下「トラスト」という。）は、東京都新宿区西新宿七丁目17番3号-202に本店を置き、下着等の通信販売業等を営む事業者である。トラストは、平成31年2月18日付けで株式会社MRZから商号変更したものである。
- 2 トラストは、「ヴィーナスウォーク」と称する下着（以下「本件商品」という。）を通信販売の方法により一般消費者に販売している。
- 3 トラストは、本件商品に係る「BeautyMarket」と称する自社ウェブサイト（以下「自社ウェブサイト」という。）の表示内容を自ら決定している。
- 4(1) トラストは、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、平成30年8月13日から令和元年9月25日までの間、自社ウェブサイトにおいて、「いま業界で話題沸騰中の“加圧式”脂肪燃焼ソックス」、「自宅で履くだけで常時トレーニング状態！？」、「自宅で簡単！ 毎日履くだけで憧れのモデルのような スラッと 美脚に！」等と、別表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品を着用するだけで、著しく脚が細くなる効果が得られるかのように示す表示をしていた。
- (2) 消費者庁長官は、前記(1)の表示について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第5条第1号に該当する表示か否かを判断するため、同法第8条第3項の規定に基づき、トラストに対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、トラストは、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。
- (3) トラストは、前記(1)の表示について、自社ウェブサイトにおいて、平成30年8月13日から令和元年9月25日までの間、「※ 効果の感じ方には個人差があります。」及び「※ 効果の感じ方には個人差があります。効果効能を保証するものではありません。」と表示していたが、当該表示は、一般消費者が前記(1)の表示から受ける本件商品の効果に関する認識を打ち消すものではない。

表示内容
<ul style="list-style-type: none"> ・「いま業界で話題沸騰中の“加圧式”脂肪燃焼ソックス」 ・「自宅で履くだけで常時トレーニング状態!？」 ・「自宅で簡単! 毎日履くだけで憧れのモデルのような スラッと 美脚に!」 ・漫画において、「え? ヴィーナスウォーク? 履くだけで脚痩せができるの?」及び「なんか嘘くさいけど買ってみよう」と記載 ・漫画において、「それから毎日履くと…」及び「これほんと…? 私の脚だよね…履いた以外なにもしていないのに…」と記載 ・漫画において、「ヴィーナスウォークのおかげでスキニー ミニスカが履けるように!」及び「脚が細くなるだけでこんなにもオシャレが楽しくなるなんて…」と記載 ・「毎日履き続けるだけで誰もが羨むような美脚に!」 ・脚部の写真と共に、「たくさんの女性がモデル脚を実現しています!」、「31歳 ■■■様 たった6日間で目標達成!」、「38歳 ■■■様 たった13日間で目標達成!」及び「22歳 ■■■様 たった17日間で目標達成!」と記載 ・「着用ユーザー300名にお聞きしました! Q 14日間の着用で、ふくらはぎ、太ももにどのぐらいの変化がありましたか?」と記載し、円グラフと共に、「マイナス4~6cm62% マイナス7~10cm21% マイナス1~3cm15% その他2% なんと8割以上の方が目に見えるほどの変化を実感! だからこそご購入頂いたお客様の98.3%がその効果を実感しています。満足度98.3% リピート率94.7%」と記載 ・「サーモ写真」と称する画像と共に、「サーモ機能で体温を上昇させ代謝アップ&血行促進 片足だけ履いてサーモ写真を撮ってみると…着用後すぐに体温が約0.7度上昇 ヴィーナスウォークを片足だけ履かせた場合こんな変化が! 体温が高くなることで基礎代謝が向上し、脂肪が燃焼するのがよくわかります。だから他の脚痩せ法と比べてもその差は一目瞭然!」と記載 ・「人類工学に基づいた設計により履くだけで脚痩せを実現!」 ・「how to use ヴィーナスウォークの使い方 使い方は簡単!好きな時間に履くだけ! ただ履いているだけなのに…あなたは」及び「寝ている時でも テレビを見ている時でも 家事をしている時でも ランチしている時でも」と記載し、炎の輪と絡んだ人物の脚部の画像と共に、「普段遣いをするだけでどんと美脚に! 常時トレーニング状態に! 履くだけで絞り出すかのように脚の脂肪を落とすことができます」と記載 ・「Q 履いてからどのぐらいで効果を実感しますか?」及び「ソックスを履いた瞬間に見た目は細くなります。個人差があるので正確なことは言えませんが、早い方は履き始めてから1週間ほどで効果を実感します。」
(別添写し)